

令和8年（フ）第58号

鹿児島県指宿市東方731番地8
債務者 上村 良子

- 1 決定年月日時 令和8年10月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和8年（フ）第251号

青森市港町1丁目3番2号
債務者 太田 勇人

- 1 決定年月日時 令和8年10月6日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第267号

青森市大字浅虫字内野27番地2 コミュニティライフきらら浅虫
債務者 野村 幸美

- 1 決定年月日時 令和8年10月6日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第559号

神奈川県厚木市戸室1丁目27番20—604号
債務者 長谷川正明（旧姓星野）

- 1 決定年月日時 令和8年10月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第569号

神奈川県平塚市東真土2丁目19番30号 メゾン湘南201号
債務者 伊藤 雅樹

- 1 決定年月日時 令和8年10月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第65号

山口県周南市城ヶ丘3丁目10番11—401号
債務者 伊崎 博美

- 1 決定年月日時 令和8年10月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和8年（フ）第545号

熊本市東区上南部3丁目31番3—303号 北上団地
債務者 福岡 範泰

- 1 決定年月日時 令和8年10月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第31号

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉822番地5 ファミール202
債務者 永田 智康

- 1 決定年月日時 令和8年10月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和8年（フ）第32号

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉822番地5 ファミール202
債務者 永田 道子

- 1 決定年月日時 令和8年10月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続廃止

令和7年（フ）第106号

愛知県一宮市富塚字西長箴42番地
破産者 株式会社木村商会

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年（フ）第2314号

東京都渋谷区代々木1丁目30番15号109
破産者 株式会社メディリソース

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第2318号

東京都渋谷区渋谷三丁目1番9号 YAZAWAビルUCF3階
破産者 VJ International株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7096号

東京都港区白金台4丁目5—9—503、住民票上の住所東京都足立区西伊興4丁目11—9
破産者 東海林椋太

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7735号

東京都中野区東中野4丁目11—6—103
破産者 伊藤 大透

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第129号

東京都台東区清川2丁目18—5 ふるさと清川荘
破産者 齋藤 宗太郎

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第799号

東京都杉並区松ノ木3丁目31—15—303
破産者 白井貴士・白井貴大こと 白井 貴紀

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1527号

東京都中野区中野5丁目37—10—302
破産者 太田 恭平

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1883号

宮城県仙台市青葉区大手町2番10—609号
破産者 株式会社EmptyBox

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部